

## 箱根町新財源確保有識者会議設置要綱

### (目的及び設置)

第 1 条 本町の新財源確保の推進について、有識者の専門的かつ幅広い見地から、助言、提言等を得るため、箱根町新財源確保有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 有識者会議は、次に掲げる事項について検討し、町長に意見等を提出する。

- (1) 新財源確保の必要性に関すること。
- (2) 新財源確保のための負担のあり方に関すること。
- (3) その他新財源確保の検討に必要な事項に関すること。

### (委員)

第 3 条 有識者会議は、地方行財政、企業経営等に精通している 5 人以内の委員で組織し、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、要綱施行の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。

### (座長)

第 4 条 有識者会議に座長を置き、委員のうちから町長が指名する。

- 2 座長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 有識者会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第 6 条 有識者会議の庶務は、特定政策推進室において処理する。

### (委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 18 日から施行する。

### (この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。